

霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部改正について

霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市ふるさときばいやんせ基金条例の一部を改正する条例

霧島市ふるさときばいやんせ基金条例（平成21年霧島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及びかごしま応援寄附金制度に基づき鹿児島県から交付された交付金」を削り、「寄附金等」を「寄附金」に改める。

第2条及び第3条中「寄附金等」を「寄附金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

かごしま応援寄附金募集推進協議会の平成28年度末での業務終了により、かごしま応援寄附金市町村交付金交付要綱等が廃止されることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。